

「(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」における基本理念・基本目標の設定と施策の方向性等(案)について

○ 趣 旨

「(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」における基本理念・基本目標の設定と施策の方向性等(案)について協議するもの

1 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

- ・ 宇都宮市総合計画の分野別計画(健康・福祉分野)に掲げる基本施策を実現するための基本計画
- ・ 老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画 ※介護保険事業計画と一体的に策定
- ・ 介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画 ※3年ごとに策定

(2) 関連する計画との整合

- ・ 栃木県高齢者支援計画(7期計画)との整合を図る。
- ・ 栃木県保健医療計画(7期計画)・地域医療構想との整合を図る。
- ・ 関連計画における高齢者に関する施策・事業との整合を図る。

2 次期計画の基本理念について

(1) 基本理念

基本理念については、社会環境の変化やアンケート調査結果による高齢者のニーズ、これまでの高齢者福祉施策や介護保険事業の取組から導き出された評価や課題を踏まえ、現行計画から引き続き、高齢者一人ひとりがいきいきと安心して暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会を築くため、本市の「目指すべき高齢社会像」を示すものとして、次のとおりとする。

◆ 基本理念 ◆

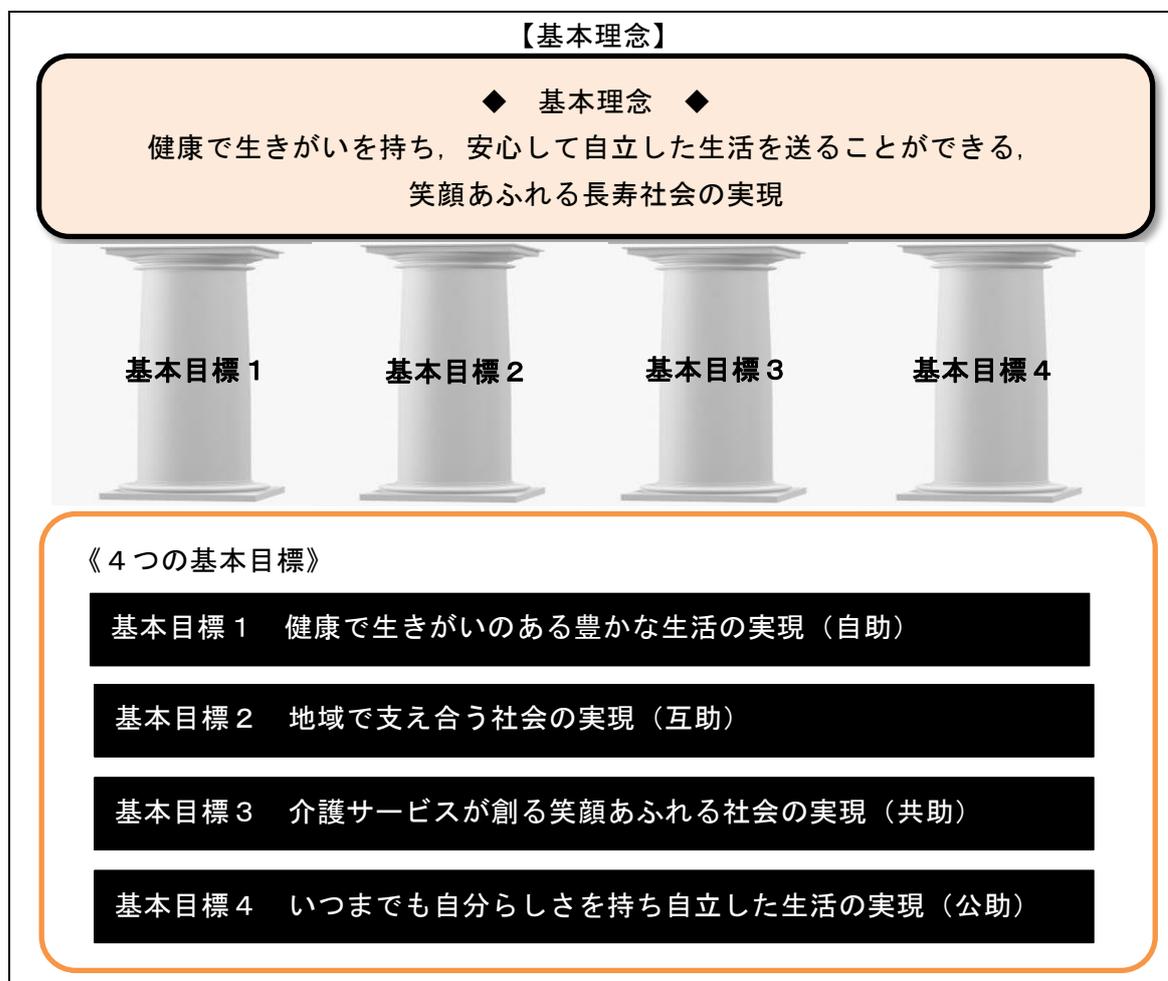
健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、
笑顔あふれる長寿社会の実現



3 次期計画における基本目標と施策の方向性等について

(1) 基本目標について・・・[参考資料](#)

次期計画の基本理念を実現するため、高齢者人口の急激な増加や多様化・複雑化する高齢者のニーズなどを踏まえ、より多くの市民の理解・協力のもと各種施策・事業に取り組むことができるよう4つの基本目標を定める。



(2) 施策の方向性等について・・・別紙

前回整理した社会環境の変化やアンケート調査結果による高齢者のニーズのほか、時代の潮流や国の動向等から導出された新たな課題等に対し、次期計画において的確に対応する必要があることから、基本目標ごとに取り組むべき課題をとりまとめ、取組方針と施策の方向性等について、次のとおり整理する。

【基本目標 1】 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

課題の整理	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康を保持増進できている方については、ライフステージのどの段階になっても、継続して自ら健康づくりに取り組むことができるよう、外出機会を増やす支援や、身近な場所での健康づくり活動の機会を充実させる必要がある。 ・ 高齢期については、ロコモティブシンドローム^{※1}やフレイル^{※2}を予防することが重要となることから、高齢者が継続して身体を動かすことや、口腔機能の維持、低栄養を予防する食生活の定着化など、必要となる情報提供に取り組む必要がある。 	<p style="text-align: center;">健康寿命の延伸に向け、地域の多様な社会資源を活用し、高齢者の主体的な健康づくりを推進します。</p>	<p>(1) 健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主体的な健康づくりの推進 ○ 高齢期の健康を支え守るための情報提供の推進
<p>地域では、元気な高齢者が社会の担い手として活躍することを期待しており、高齢者自身も地域活動に生きがいを求めていることから、高齢者が培ってきた豊富な知識や経験を活かしながら、地域の中で活躍できるよう、既存の活動の受け皿である老人クラブやシルバー人材センターなどに対する支援に加え、高齢者の社会参加のきっかけとなるよう、総合事業や高齢者等地域活動支援ポイント事業を組み合わせるなど、社会参加活動を通じた生きがいづくりの促進に取り組む必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">高齢者が培ってきた豊富な知識や経験を活かしながら地域の中で元気に活躍できるよう、老人クラブをはじめとする既存の活動の受け皿への支援や地域の多様な活動の場を提供することにより、生きがいづくりの促進を図ります。</p>	<p>(2) 生きがいづくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会参加活動の促進 ○ 豊かな高齢期を支える学習機会の提供 ○ 多様な活動の場の提供

※1：身体運動に関わる骨、筋肉、関節、神経などの障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態

※2：加齢とともに、筋力や認知機能などの心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態

【基本目標 2】 地域で支え合う社会の実現

課題の整理	取組方針	施策の方向性と施策
<p>市民に地域包括支援センターが、その存在や役割を理解してもらいながら、保健・福祉サービスを円滑に提供するための地域の中核機関としての役割を果たすことができるよう、機能の強化を図るとともに、関係機関・団体の理解・協力のもと、高齢者の生活支援の受け皿となる地域資源の発掘に努め、地域での支え合い体制の確保につなげる必要がある。</p>	<p>地域包括支援センターを通じた「地域での支え合い体制の確保」を目指します。</p>	<p>(1) 地域での支え合い体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの機能強化 ○ 地域ケア会議の充実 ○ 地域の支え合い活動の充実に向けた生活支援体制の構築 ○ 高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援
<p>誰もが暮らしやすいと感じるまちづくりに向け、ハード面でのバリアフリー化に加え、高齢者や障がい者などに対する理解を深めていく「意識のバリアフリー化」を進めることにより「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくりを推進していく必要がある。</p>	<p>地域の全ての関係者が「我が事」として、生活課題に「丸ごと」対応できる地域づくりに向けた「意識のバリアフリー化」を促進します。</p>	<p>(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉のこころの醸成と交流活動の促進 ○ 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備
<p>支援を必要とする高齢者に対し、身近な地域で見守り・声かけ活動が展開されるよう、地域包括支援センターや関係機関・団体等が連携し、地域全体での高齢者の見守り体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>地域のなかで自分らしく安心した暮らしが継続できるよう、地域の関係機関・団体、近隣住民等による「見守り・声かけ活動」などのインフォーマルな支援の充実・強化を図ります。</p>	<p>(3) 安全で安心な暮らしの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での相談・見守り体制の充実 ○ 安全で安心な暮らしを支える情報提供

【基本目標3】 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

課題の整理	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画においても、介護を必要とする高齢者等が適切なサービスを利用できるよう、引き続き、介護保険施設の計画的な整備などに取り組む必要がある。 ・ 身近な地域で高齢者を支えられるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」の住民主体型サービス（B型）など、多様なサービスの充実を図る必要がある。 ・ 高齢者が自ら介護予防に取り組むことができるよう、介護予防教室などを通じて、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、地域の中で自主的に介護予防活動を継続できるよう、介護予防の自主活動グループへの支援に取り組む必要がある。 ・ 次期計画に係る国の指針において、次期計画の中で、介護予防の取組に対する成果指標の設定や、その効果に対する財政的インセンティブを付与する仕組みが示されており、適切な対応が求められるとともに、介護予防の効果を意識した事業に取り組む必要がある。 	<p style="text-align: center;">介護を必要とする高齢者に対し必要なサービスが提供できるよう「サービス提供基盤を確保」するとともに、住民主体による日常生活支援など「多様なサービスの充実」を図ることで、要介護状態等になることを予防し、要介護状態になった場合でも自立した日常生活を営むことができるよう「効果的・効率的な介護予防の取組」を推進します。</p>	<p>(1) 介護保険事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービスの安定的な提供 ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○ 効果的・効率的な介護予防の推進 ○ 介護保険制度の円滑な運営
<p>高齢者本人やその家族が介護保険制度を正しく安心して利用することができるよう、介護保険サービスの基本となるケアマネジメントの質を高める必要があるほか、関係機関・団体と連携しながら多様なニーズに対応できる介護人材の育成支援に取り組む必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">関係機関・団体等と連携しながら、介護従事者への研修などに取り組むことにより、介護サービスの質の向上を図ります。</p>	<p>(2) 介護サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付適正化計画に基づくサービスの質の確保・向上 ○ 関係機関・団体と連携した介護人材の育成支援
<p>介護をしている方やこれから介護を始める方が負担を感じることなく、上手に介護と向き合っていくことができるよう、家族介護教室などの相談・話し合いができる場や、状況に応じた多様なサービスの利用・選択を可能とする情報提供などに取り組む必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">介護者やこれから介護を始める方に対し、必要となる情報提供や相談・支援に取り組むことで、介護者の負担軽減を図ります。</p>	<p>(3) 介護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護者に対する支援 ○ 介護サービスを必要とする高齢者やその家族等に対する情報提供

課題の整理	取組方針	施策の方向性と施策
<p>在宅医療・介護のニーズに適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者間の連携推進や専門職の育成・確保、市民の理解促進に取り組む必要がある。</p>	<p>医療機関や介護サービス事業者などの関係者間の連携を推進し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供します。</p>	<p>(4) 在宅医療・介護連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な医療・介護連携に向けた仕組の構築・稼働 ○ 在宅療養を支える専門職の育成・確保 ○ 在宅での療養や看取りに関する市民の理解促進

【基本目標 4】 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

課題の整理	取組方針	施策の方向性と施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援やサービスを必要とする高齢者に対し、状況に応じた福祉サービスが適切に利用されるよう、引き続き、周知を図りながら、在宅福祉サービスの提供に取り組む必要がある。 ・ サービス付き高齢者向け住宅など高齢者の多様な住まいに関する情報の収集に努めるとともに、既存住宅への改修支援などにより、高齢者の自立を支える住環境を整える必要がある。 	<p style="text-align: center;">高齢者の経済的・身体的状況を踏まえた在宅での生活を支えます。</p>	<p>(1) 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅福祉サービスの提供 <p>(2) 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の住まいに関する情報提供 ○ 高齢期の多様な住まい方の支援
<p>認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する理解を深めるための周知啓発や、医療・介護従事者の連携強化を図るとともに、地域の多様な関係者等の理解・協力のもと、認知症の本人や家族が集える認知症サロンの運営など安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進と認知症ケア体制の充実を図ります。</p>	<p>(3) 認知症高齢者等対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進 ○ 認知症ケア体制の構築 ○ 認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進
<p>高齢者虐待防止の意識を高めるための啓発活動のほか、成年後見制度の周知・利用促進に向けた取組が必要である。</p>	<p style="text-align: center;">高齢者が尊厳を持って暮らせるよう、高齢者の権利を守る制度の周知と利用支援に向けた取組を行います。</p>	<p>(4) 高齢者の権利を守る制度の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や情報提供 ○ 成年後見制度などの高齢者の権利を擁護する制度周知・利用促進